

[事案 24-136] 死亡保険金支払請求

・平成 25 年 10 月 9 日 和解成立

<事案の概要>

免責期間内に自殺したために死亡保険金（年金）が支払われなかったことを理由に、その支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 22 年 2 月に、他社の保険を解約して契約した家族生活保障保険について、平成 24 年 3 月に契約者兼被保険者（申立人の配偶者）が自殺したが、免責期間内の自殺であるとして死亡保険金（月払年金）が支払われない。契約時、自分が他社の保険を解約して契約するので、保険金が支払われない場合を全てわかりやすく教えてほしいと要望したにもかかわらず、募集人は自殺免責条項の説明をしなかったため、月払年金相当額を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)平成 24 年 3 月に被保険者は自殺しており、免責期間内の自殺であるため、約款上の支払免責事由に該当する。
- (2)募集人は契約者との対面により商品説明、申込手続を行っており、パンフレット、注意喚起情報、ご契約のしおり・約款を交付して契約申込書を作成させているため、これに反する説明をしたものとは考えられない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたため、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人は、契約の際、募集人から、責任開始期の属する日からその日を含めて 3 年以内の被保険者の自殺について保険金等の支払いが免責されること（自殺免責条項）の説明がなかったことについて、保険会社が説明責任を果たしていないと主張し、これを理由として月払年金の支払いを求めている。したがって、信義則（民法 1 条 2 項）上保険会社は、自殺免責条項を援用しえない、もしくは募集人が自殺免責条項の説明をしなかったことが不法行為（民法 715 条）に該当する、と主張しているものと判断する。

2. 保険契約は附合契約であり、契約者が約款の内容を知っていたか否かにかかわらず、当事者に約款の内容が適用されるが、被保険者が免責期間内に自殺したことには間違いがなく、募集人の説明の内容にかかわらず、自殺免責条項が適用される。

3. 以下のとおり、募集人が自殺免責条項を口頭で個別に説明する義務があったと認められないので、保険会社は信義則上自殺免責条項を援用しえない、との主張は認められない。

- (1)保険会社は、募集人が契約者に対する本契約の説明において、自殺免責条項を個別に取り上げてはいないことを認めているが、ある保険契約の契約希望者について、被保険者が契約後 3 年の間に自殺することを保険会社（募集人）が予期することは通常不可能である。

- (2) 保険契約の契約希望者に対して、あえて自殺免責条項の説明を口頭ですることは、その者が自殺を図るのではないかとの疑いを持っているかのような印象を与えることから、募集人にそのような行為を期待することは困難である。
4. 以下のとおり、募集人が自殺免責条項を口頭で説明しなかったことが不法行為に該当する、との主張は認められない。
- (1) 契約者は、契約申込書において、月払年金等を支払わない場合として自殺免責条項の説明が記載された、契約概要およびご契約のしおりの受領確認欄に自署している。
- (2) 契約の際、申立人が保険金が給付されない場合について質問したことに対し、募集人が告知義務違反の場合や無免許運転の場合があると回答するなど自殺免責条項を個別に取り上げることはなかったとしても、質問に対する回答をしていたことは認められる。
5. しかしながら、以下の事情を踏まえると、本件は和解によって解決することが相当である。
- (1) 募集人は、申立人には事前に契約内容の説明をしていたことが認められるが、契約者本人に対しては、合計4件の保険について契約日にわずか10分程度の説明しかしていない。
- (2) 募集人は、本契約が他の保険からの乗換契約であることを認識していたことが認められ、申立人が乗り換えによって保険金が給付されなくなる事態について気にしていたことも自然であり、募集人もそれを認識し得た以上、契約者および申立人に対して、より時間をかけて詳細に契約内容の説明をすべきであった。

【参考】民法 715 条

ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

2 使用者に代わって事業を監督する者も、前項の責任を負う。

3 前二項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。

民法 第1条

1 (略)

2 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。

3 (略)